

## 1) 専門医修練カリキュラム改正委員会

委員長 中 尾 昭 公

昨今の社会状勢の変化に則して、本委員会が復活して設置された。理事会から「外科専門医修練カリキュラム」の見直しが諮問され、下記のとおり答申した。

### 記

#### 1. 基本理念

外科専門医は会員に広く行き渡らせる資格ではなく、あくまでも、現役で手術を行っている者を認定する資格である（基本的事項に明記する）。

#### 2. 術者と助手の定義

それぞれ、術者とは「手術名に示された手術の主要な部分を実際に行った者」、助手とは「手術の大部分を第1助手～第3助手として手術に参加した者」、術者の症例とみなすことのできる指導的助手とは「外科専門医の資格を持たない研修中の医師に対して手術の主要な部分を指導した者」と定義する（到達目標3に明記する）。

#### 3. 更新の条件

5年の有効期間中に、現行の研修実績（30単位）の他に、100例以上の術者としての手術経験を診療実績として条件に付加する（関連事項に明記する）。

なお、外科専門医の資格を維持できなくなった場合は、本会認定医の資格を付与することで救済措置とする。この認定医制度の詳細については、別途審議を要する。

#### 4. 終身有効制の廃止

一定年齢以上の終身有効制は廃止し、何歳になっても同一の更新条件を課す（関連事項から該当項目を削除）。

#### 5. 手術経験の内容

初めて外科専門医の資格を取得するための修練において、「開腹・閉腹」と「開胸・閉胸」の項目はそれぞれ1例以外認めないこととする（到達目標3に明記する）。

ただし、既にその項目を手術経験として登録済みの者がいるので、適用は来年度以降に修練開始の登録を行った者を対象にすることとし、本年度までに修練開始登録済みの者には、その項目は手術経験として加算することは望ましくない旨を、専門医認定委員会の審査方針として告示する。

なお、到達目標3の手術手技の一覧は分野毎の全面的な見直しを要する（例：「末梢血管」に‘静脈瘤’の項目の追加や、「各臓器の外傷（多発外傷を含む）」の見直しなど）。また、外保連の手術技術度の基準には拠らないこととする（到達目標3から該当箇所を削除）。

#### 6. 手術経験の登録

1件の疾患につき複数の手技が行われていても、1名がカウントできる手術経験は原則として1例とする。ただし、切除と再建にそれぞれ長時間を要するような手術については、術式の箇所に担当した部分を併記することによって認める（ただし、認定委員会の判断による）。

また、異なる臓器の同時手術については、それを1例としてカウントできる（到達目標3に明記する）。

## 7. 現地調査

申請者（新規、更新共に）から無作為にサンプリングした者を対象として、手術記録の抜き打ちの現地調査を行う（関連事項に明記する）。

## 8. 指定施設群の廃止

不要のため、実際の指定施設指定業務では行われていないので、指定施設群の構成は廃止とする（基本的事項から該当項目を削除）。ただし、修練プログラムは残す。

以上

## 14. 定款委員会

委員長 宮 崎 勝

別添資料をご参照下さい。

## 15. 将来計画委員会

委員長 門 田 守 人

委員会を7月21日、11月11日、3月13日に開催し、外科医の地位向上のためのアクションプランの件、学会活動の件、学会管理運営についての学会員の評価・意見の収集の件を検討した。

外科医の地位向上のためのアクションプラン及び学会活動については、下記3つのワーキンググループを立ち上げ検討した。

学会管理運営についての学会員の評価・意見の収集については、各ワーキンググループと内容を相談しながらメールマガジンやホームページ等を活用し、会員から意見・アンケートをとる予定である。

定期学術集会の会計等について検討を行った。

### 1) アクションプランワーキンググループ

座長 兼 松 隆 之

9月30日、10月3日、3月8日に開催し、各方面の意見を取り込み、外科医の地位向上を目指したアクションプランを作成中である。なお、問題点として、労働環境、女性外科医、教育、および医療訴訟・医療過誤を探り上げている。

重要な案件なので、引き続き検討を行うことにした。

### 2) 専門医制度のあり方に関するワーキンググループ

座長 田 中 雅 夫

11月1日に開催し、外科専門医制度のあり方と今後の活動について意見交換をし、外科系の専門医制度は基準の緩い1階部分と、厳しい2階部分からなる構築が望ましいという意見が多かった。また、今後の

検討の叩き台とするため、臨床を重視した専門医制度を実施した場合のシミュレーションを準備中である。重要な案件なので、引き続き検討を行うことにした。

### 3) 定期学術集会のあり方に関するワーキンググループ

座長 畠山 勝義

3月8日に開催し、学術集会の内容について、総務委員会が行ったアンケートの集計結果を基に以下の案をまとめた。

#### 定期学術集会のあり方について（案）

##### 1 学術集会の内容について

###### 1) 開催期間（3日間）について

アンケートの結果では、現行の3日間でよいとする意見が86%と大多数を占めており、現行の3日間でよいと思われる。現行より少ない2日間または2.5日間でよいとの意見もあるが、現状の演題数を消化するためには、会場数を増やすなければならない。会場数が増えると、会員が参加したいと希望する会場が重複する可能性が増大することになる。

###### 2) 開催曜日（水、木、金曜日）について

アンケートの結果では、現行のままでよいとする意見が52%，週末に組み入れるべきであるとする意見が43%を占めている。土曜日、または土・日曜日を入れることが望ましいが、しかしながら、週末（土、日）の会場の確保が難しい現状を考えると、主催者側としては大きな問題となるものと思われる。

###### 3) 主題演題のテーマが他の外科系関連学会と重複がみられることについて

重複はやむを得ないとする意見が59%，重複を避けるように努力するべきであるとする意見が37%を占めている。ある程度の重複は避けられないと考えられるが、外科学会としての個性と特徴を出しつつ、総論的なテーマや臓器横断的なテーマにも重点を置いて、出来るだけ重複を避けるように努力すべきであると思われる。

###### 4) 一般演題について同一専門領域の演題が複数会場で同時進行することがしばしばあることについて

1専門領域1会場を原則とすべきであるとする意見が82%と大多数を占めていることより、この原則に従うことが望ましい。しかしながら、同一専門領域の演題数や会場数の関係より、ある程度はやむを得ないものと思われる。

###### 5) 一般演題の1題あたりの時間について

現行のままでよいとする意見が61%，もっと時間をかけるべきであるとする意見が24%，もっと短縮すべきであるとする意見が10%を占めている。現行の発表8分の質疑4分が望ましいが、演題数や会場数の関係を十分考慮に入れて決定すべきと考えられる。しかしながら、最少でも発表7分の質疑3分（または発表6分の質疑4分）の計10分は必要と思われる。

また、一般演題はすべてポスターとすることも一つの考え方と思われる。

###### 6) 教育的プログラムについて

教育的プログラムを増やすべきであるとする意見が73%，現行のままでよいとする意見が22%で、前者の意見が多い。外科専門医養成のためにも、また subspeciality の専門医の修得のためにも、教育的プログラムをもっと増やすべきと思われる。このためにも、専門的に検討するプログラム委員会

(仮称)などの新設も考慮すべきと思われる。

7) 外国人招待講演について

外国人招待講演の意義は失われつつあるとする意見が40%,新しいかたちのもの(若手外国人医師との交流を図るなど)を考えるとする意見が32%,今後も続けるべきであるとする意見が23%とほぼ三分割されている。日本外科学会であるので外国人招待講演は必要ないとする意見、多すぎるので3~4名程度でよいとする意見や、比較的若い研究者でも評価の高い人を選ぶべきであるとする意見など、さまざまである。しかしながら、講演の数や内容を検討するとしても、この外国人招待講演の枠は残しておいた方がよいと思われる。この問題については、国際学会などの動向も十分考慮に入れ、今後更に検討するべき事項と思われる。

8) その他

日本外科学会であるので、もう少し外科総論的テーマや、外科に関する総合的问题(卒後教育、外科専門医、外科医療関連死、医事紛争、外科倫理、外科クリニカルパス、DPCなど)なども積極的に取り入れる必要があると思われる。

なお、定期学術集会の開催会場の固定化については、現状のままでよいとする意見もあり、今後更に検討する必要があると考えられる。

2 学術集会の会計と学会会計の一本化について

定期学術集会の会計と学会会計の一本化については、他の学会の現状や社会情勢からすると必須と考えられる。会計の一本化を実現するためには、会計業務や定款などを十分考慮する必要があるため、総務委員会などの具体的検討が必要と考えられる。

## 16. 財務委員会

委員長 門田 守人

平成17年度一般会計、認定医・専門医制度業務特別会計収支決算の件、及び平成18年度一般会計、認定医・専門医制度業務特別会計収支予算案の件について慎重に審議を行い、理事会へ答申し、答申通り議決された。定期学術集会会計を本会計と一本化するための検討を行った。

## 17. 倫理委員会

委員長 畠山 勝義

会員の懲戒処分として、現在の定款では除名のみであることから、主に会員除名以外にも段階的な懲戒処分(除名、学会活動停止、厳重注意)を必要と考え、倫理委員会としての最終規則案が出来上がった。最終案については、定款委員会へ提出し、今後確認いただく。

社団法人日本外科学会会員の懲戒に関する規則(倫理委員会最終案)

### 第1章 総 則

(本規則の目的)

第1条 この規則は、日本外科学会(以下、本会と略記)が、本会定款第10条に基づき、本会会員(以下、会員と略記)に対し懲戒を行う場合において、懲戒処分が公正・迅速に処理されるために必要な

事項を定め、本会の秩序を維持するとともに、本会の信用及び名誉を保持することを目的とする。  
(本規則の濫用の禁止)

第2条 本規則は、学術活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮しなければならない。また、真にやむを得ない場合にのみ適用することとし、本規則を濫用してはならない。

## 第2章 懲 戒

(懲戒)

第3条 本会会長(以下、会長と略記)は、会員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、除名、学会活動停止、厳重注意の処分をすることができる。

一 我が国の法律又は本会定款若しくは規則等に違反したとき

二 本会の名誉又は信用を傷つけ、その他本会の会員としての品位を失うべき非行があったとき

(懲戒の効果)

第4条 各懲戒の効果は以下の通りとする。

一 除名 除名処分を受けた会員は、その処分を受けた時から会員の身分を喪失する。

二 学会活動停止 学会活動停止処分を受けた会員は、会員としての身分を保有するが、その処分を受けた時から処分期間が満了するまで、本会が主催あるいは共催する学術集会に対する演題の応募及び学会誌における論文の投稿ができない。但し、学術集会や教育集会等への参加は学会活動停止中といえどもこれを制限されない。学会活動停止の期間は、3年を超えない範囲内において、これを定める。

三 厳重注意 厳重注意処分を受けた会員は、事後の学会活動において、注意の内容を十分に留意して活動するものとする。

(懲戒権者)

第5条 懲戒は、調査委員会の答申に基づき、本会理事会(以下、理事会と略記)においてこれを審議し、理事会の議決に基づいて、会長がこれを行う。

2 前項にかかわらず、会員を除名する場合には、理事会の議決に加え、総会において三分の二以上の議決を経なければならない。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 懲戒手続

### 第1節 調査委員会の設置

(設置)

第6条 会長は、会員につき懲戒の対象となるおそれがある事案(以下、対象事案と略記)があると認めたときに、理事会に対し調査委員会の設置を請求し、理事会がこれを設置する。

(委員)

第7条 調査委員会の委員は、理事・評議員(理事以外)・会員(理事・評議員以外)各2名以上及び本会外部有識者若干名から構成されるものとし、倫理委員会が委員候補者を理事会に推薦し、理事会がこれを任命する。

2 前項にかかわらず倫理委員会は、外部有識者については委員として推薦しないことができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、調査委員となることができない。

一 対象会員又はその代理人若しくは参加人になろうとする者

二 対象会員又は対象事案につき利害関係を有する者

### 三 その他審査の公正を害するおそれがある者

(役員)

第8条 調査委員会は、委員の互選により委員長、副委員長を定める。

2 調査委員会委員長（以下、委員長と略記）は、会務を統理する。

3 同副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定数)

第9条 調査委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(招集)

第10条 調査委員会は、委員長が招集する。但し、委員長が選任される前においては、会長が招集する。

(招集通知)

第11条 調査委員会の招集通知は、会日より七日前に、日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して委員に発送して行う。但し、特別の事情があるときは、その期間を短縮し、又は文書によらないで行うことができる。

(議事録)

第12条 調査委員会は、開催の都度議事録を作り、委員長及び出席委員二人が署名押印する。

2 議事録には次に掲げる事項を記載する。

一 開催の日時及び場所

二 出席した委員及び立ち会った職員の氏名

三 議事の要領及び結果

四 その他委員長が必要と認める事項

3 議事録の閲覧、謄写は認めない。

(審査請求受理の通知)

第13条 調査委員会は、会長から審査請求があったときは、すみやかに審査の期日を定め、対象会員に対し、書面をもってその旨を通知するとともに、聴聞及び弁明の機会を与えなければならない。

(非公開)

第14条 調査委員会の議事及び審査は、公開しない。但し、調査委員会の承認を得た者は、審査を傍聴することができる。

## 第二節 聽 聞

(聴聞の開催)

第15条 聴聞は、調査委員会が行い、委員長がこれを主宰する。

(聴聞の通知)

第16条 調査委員会は、聴聞を行うにあたっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、対象会員に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される懲戒処分の内容

二 懲戒処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下、証拠書類等と略記）を提出し、又は調査委員会がやむを得ないと判断した場合、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類

等を提出することができること。

(代理人)

第17条 対象会員は、調査委員会がやむを得ないと判断した場合、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、対象会員のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した対象会員は、書面でその旨を調査委員会に届け出なければならない。

(参加人)

第18条 調査委員会は、必要があると認めるときは、対象会員以外の者であって利害関係を有するものと認められる者に対し、参加人として当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

(聴聞の期日における審理方式)

第19条 聽聞の期日は、委員長がこれを指揮する。

2 委員長は、最初の聴聞の期日の冒頭において、予定される懲戒処分の内容並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明しなければならない。

3 対象会員、代理人又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに委員長の許可を得て調査委員会委員に対し質問を発することができる。

4 調査委員会委員は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、対象会員若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促すことができる。

5 調査委員会は、対象会員又は参加人の全部又は一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聽聞の期日における審理は、調査委員会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第20条 委員長は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 委員長は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(陳述書等の提出)

第21条 対象会員、代理人又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、委員長に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 委員長は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 委員長は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、対象会員及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。但し、聴聞の期日に出頭した対象会員及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

(対象会員・参加人の不出頭の場合における聴聞の終結)

第23条 委員長は、対象会員の全部又は一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部又は一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、

これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 委員長は、前項に規定する場合のほか、対象会員の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調書等の作成及び理事会への答申)

第24条 委員長は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、懲戒処分の原因となる事実に対する対象会員及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 委員長は、聴聞の終結後、すみやかに懲戒処分の原因となる事実に対する対象会員等の主張に理由があるかどうかについての調査委員会の意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに理事会に提出するとともに、調査委員会として懲戒についての意見を議決し、その結果を理事会に答申しなければならない。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第25条 聽聞調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- 一 聽聞の件名
  - 二 聽聞の期日及び場所
  - 三 聽聞の期日に出頭した対象会員、代理人及び参加人(以下、この項において「聴聞関係者」と略記)の所属
  - 四 聽聞の期日に出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び当該聴聞関係者のうち対象会員及び代理人については出頭しなかったことについての正当な理由の有無
  - 五 聽聞関係者の陳述(陳述書における意見の陳述を含む。)の要旨
  - 六 証拠書類等が提出されたときは、その標目
  - 七 その他参考となるべき事項
- 2 聽聞調書には、書面、図画、写真その他委員長が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。
- 3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、委員長がこれに記名しなければならない。

- 一 相当と考えられる懲戒処分
- 二 懲戒処分の原因となる事実に対する対象会員等の主張
- 三 懲戒処分の原因となる事実に対する対象会員等の主張に理由があるかどうかについての意見及びその理由

第3節 懲戒処分

(懲戒の審議)

第26条 会長は、理事会が調査委員会より答申を受けたときは、理事会を直ちに招集する。

- 2 理事会は、対象事案について、調査委員会より提出された聴聞調書及び報告書に基づき、対象会員に対する懲戒処分の要否について審議を行う。
- 3 理事会は、前項の審議が終了後、直ちに、審議の結果及びその理由を会長に報告する。

(聴聞の再開)

第27条 理事会は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、調査委員会に対し、調査委員会より提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。

(除名の場合の総会の議決及び弁明の機会の付与)

第28条 理事会は、対象会員を除名する旨の議決を行った場合には、次に開催される通常総会または臨時総会において対象会員を除名する旨の議題を上程し、三分の二以上の議決を経なければならない。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

2 理事会は、総会の開催日までに相当な期間をおいて、対象会員に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 理事会における審議の結果及びその理由

二 議決が予定される総会の開催期日及び場所

3 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 総会の議決の前に弁明の機会が付与されること

(懲戒の方式)

第29条 会長は、除名以外の懲戒について理事会より対象会員を懲戒する旨の報告を受けたとき、または、総会において対象会員を除名する旨の議決がなされたときは、すみやかに懲戒書を作成し、その言渡をしなければならない。

2 言渡の期日は、懲戒を受ける対象会員に対し、直ちに通知する。

(懲戒書)

第30条 懲戒書には、懲戒を受ける会員の氏名、住所、懲戒の主文及び理由を記載し、会長が署名押印する。

2 懲戒書原本は、本会に保存する。

3 懲戒書の正本及び謄本は、本会事務局長が作成してこれを認証する。

(言渡)

第31条 懲戒の言渡は、言渡期日に、会長が懲戒を受ける会員に対し、懲戒書の懲戒の主文を朗読し、理由の要旨を告げて行う。

2 前項の言渡は、懲戒を受ける会員が出頭しなくてもすることができる。

(懲戒書正本の送付)

第32条 会長は、前条の言渡後すみやかに懲戒を受けた会員に懲戒書正本を送付しなければならない。

2 郵便によって送付するときは、配達証明取扱の書留郵便による。

3 懲戒書正本の送付を受ける者の所在が知れないとき、又は受取りを拒絶した等の事由により、懲戒書正本の送付をすることができないときは、公示の方法によってこれを行うことができる。

4 公示の方法による懲戒書正本の送付は、本会がその懲戒書正本を保管し、その送付を受けるべき者に交付する旨を本会事務所内に掲示してこれを行う。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して七日を経過した時に、懲戒書正本の送付があったものとみなす。

(効力の発生)

第33条 懲戒は、言渡により効力を生ずる。但し、懲戒を受ける会員が言渡期日に出頭しない場合は、懲戒書の正本が懲戒を受ける会員に到達(公示の方法による場合を含む。)した時に効力を生ずる。

(懲戒をしない場合の措置)

第34条 会長は、理事会より、対象会員を懲戒しない旨の議決の報告を受けたときは、書面をもってその旨を対象会員に配達証明取扱の書留郵便により通知しなければならない。

2 前項の通知を受ける者の所在が知れないとき、又は受取りを拒絶した等の事由により、前項の通知ができないときは、第35条第3項及び第4項の規定を準用する。

(不服申立ての制限)

第35条 会長が、この規則の規定に従い行った懲戒処分について、対象会員は不服申立てをすることができない。

(調査委員会の解散)

第36条 調査委員会が理事会に答申を行い、会長が懲戒処分を行い懲戒処分の効力を生じたとき、又は懲戒しない旨を対象会員に通知したときに解散し、委員の任期も終了するものとする。

附則 この規則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

## 18. 情報委員会

委員長 名 川 弘 一

### 1. 会員向けオンラインサービスについて

専門医修練のための指定施設のオンライン申請・更新サービスを開始した。本システムにより、各施設の指導医・年間症例数などの情報が迅速に登録出来るようになり、施設管理の効率が向上した。また、学術集会参加登録サービスを外科学会に限り開始した。

### 2. 日本外科学会雑誌電子アーカイブについて

前年度から開始した日本外科学会雑誌電子アーカイブ事業は、これまで約30年分の雑誌の電子アーカイブ化が終了し、さらに作業を進めている。

### 3. メールマガジン

会員の登録メールアドレス宛にメールマガジンの発行を継続的に行なっている。メールには雑誌目次・学術集会情報・学会関係の各種お知らせを掲載している。1万人以上の会員に購読され、会員向け広報手段として定着してきたと考えられる。

### 4. 今後の活動について

今後の活動として、a. 外科専門医予備試験、認定試験システムの開発 b. 特定のテーマに対して会員からの意見・コメントを収集するシステムの開発 c. 学術集会参加登録サービスの他学会への展開 d. データベースに蓄積された情報の有効な2次利用をはかるデータウエアハウスの構築などの活動を予定している。

## 19. 安全管理委員会

委員長 幕 内 雅 敏

本年度は特別の報告事項はない。

### 1) 医療安全管理検討委員会

委員長 高 本 真 一

昨年9月30日に4学会を含む医学会横断的な19学会が「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」の声明を発表した。厚生労働省はそれを受け、平成17年度予算に

『診療行為に関連した調査分析モデル事業』にかかる経費を計上し、昨年9月1日より『診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業』を開始した。

現在、稼動している地域は、東京・茨城・愛知・大阪・兵庫である。

本モデル事業で取り扱った事例数は、下記の通り（3/8現在）

東京：9例

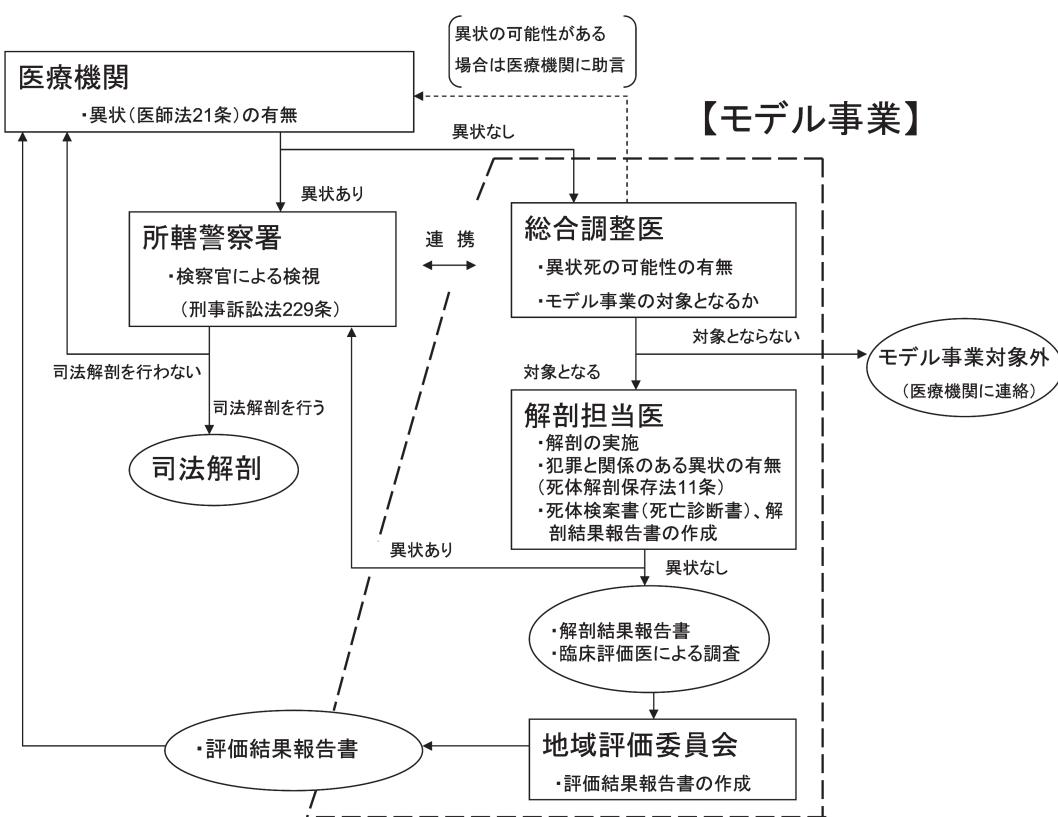
茨城：1例

愛知：1例

大阪：2例

兵庫：0例

今後、基本領域の19学会及び、内科系・外科系サブスペシャリティー学会の代表者、法律関係者等をコアメンバーとして中央評価委員を選任し地域から送付された評価結果報告書等をもとに、今後の予防策、再発防止策等について検討が行われる。



## 20. 鑑定人設置委員会

委員長 幕 内 雅 敏

本年度は、最高裁判所より鑑定人推薦依頼が2件あり、既に推薦済みである。ご尽力いただきました先生方にこの場を借りて厚く御礼申し上げる。